

お知らせ & ごあんない



身近な景観づくり活動に

取り組んでみませんか

景観づくりに取り組む団体・グループを募っています。

団体（グループ）は、既存の団体でも、新たに作る団体でも結構です。ご近所の方との協同グループや趣味サークルなどによる活動も対象です。上島町景観計画に則して継続的に行っていただけの活動に必要な原材料の支給などの支援を行っています。

身近なところから、景観を良くしていく活動に取り組んでみませんか。

■景観づくり団体の申込・問合せ先

上島町弓削総合支所産業建設課（景観担当）

TEL 089777-2500
FAX 089777-4011



3月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(月)	大	11:41	367	23:48	363	5:27	-19	17:51	21
2(火)	大	—	—	12:16	365	6:08	-16	18:28	8
3(水)	大	0:30	368	12:51	356	6:47	-2	19:04	3
4(木)	中	1:12	361	13:25	338	7:26	23	19:41	8
5(金)	中	1:56	345	14:00	316	8:06	54	20:20	21
6(土)	中	2:44	320	14:36	289	8:49	90	21:03	41
7(日)	小	3:39	292	15:17	260	9:38	127	21:55	65
8(月)	小	4:52	267	16:13	233	10:47	158	23:04	87
9(火)	小	6:32	256	17:49	214	—	—	12:49	172
10(水)	長	8:08	263	19:38	217	0:44	97	14:42	158
11(木)	若	9:11	279	20:51	234	2:16	90	15:37	137
12(金)	中	9:52	293	21:39	255	3:17	75	16:12	116
13(土)	中	10:23	304	22:16	276	4:00	62	16:39	96
14(日)	中	10:49	312	22:48	296	4:35	52	17:03	79
15(月)	大	11:13	318	23:18	312	5:05	46	17:26	63
16(火)	大	11:35	322	23:48	325	5:34	43	17:48	48
17(水)	大	11:59	323	—	—	6:01	45	18:13	35
18(木)	大	0:19	334	12:24	322	6:30	51	18:39	25
19(金)	中	0:52	337	12:51	316	7:01	62	19:09	21
20(土)	中	1:29	333	13:22	307	7:34	78	19:44	23
21(日)	中	2:11	321	13:57	292	8:13	99	20:25	33
22(月)	小	3:02	304	14:40	273	9:01	123	21:16	48
23(火)	小	4:09	286	15:40	252	10:06	145	22:24	66
24(水)	小	5:37	277	17:15	239	11:41	155	23:56	74
25(木)	長	7:08	284	18:59	248	—	—	13:26	143
26(金)	若	8:18	303	20:17	275	1:30	66	14:37	114
27(土)	中	9:11	323	21:17	309	2:43	46	15:27	80
28(日)	中	9:55	340	22:07	340	3:39	26	16:09	48
29(月)	中	10:34	351	22:52	364	4:27	13	16:48	22
30(火)	大	11:11	355	23:34	378	5:10	9	17:25	2
31(水)	大	11:46	352	—	—	5:51	15	18:01	-8

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。



平成22年度

電気通信サービス

モニター募集（総務省）

日頃から電話・インターネット等の電気通信サービスについて、関心や意見をお持ちの方（満20歳以上）で、総務省及び電気通信事業に勤務経験のない方（御家族を含む）のご応募をお待ちしています。

■モニター委嘱期間

平成22年6月1日～平成23年3月31日

※ご協力いただいた方には謝礼をお支払いします。

■活動内容 郵送によるアンケート調査（年2回実施…全員）、モニター会議への出席（別途出席を依頼するモニター）

■応募方法

ハガキ、FAXまたはメールのいずれかで、住所、氏名（フリガナ）、電話番号、年齢、性別、職業、メールアドレス（携帯電話

のメールアドレスを除く。任意）及び応募の動機の記入をお願いします。（取得した個人情報については、モニターの選考及びその後の連絡用としてのみ使用します。）

■申込・問合せ先

〒790-0879 松山市宮田町8-5

四国総合通信局 電気通信事業課

「電気通信モニター」係

TEL 089-936-5042

FAX 089-936-5014

メール shikoku-jigyosha@soumu.go.jp

なお、応募の内容については、四国総合通信局のホームページにおいてもご覧いただけます。

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/>

■応募締切

平成22年4月2日（金）まで（当日消印有効）

テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル品です!!

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）が施行され、**テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機**の家電品には、リサイクルが義務付けられています。この家電品は粗大ごみとして廃棄するのではなく、製造業者（メーカー）が家電小売店を通じ回収し、リサイクルします。そして、これらの製品を廃棄する際は、リサイクル料金と収集運搬料金を消費者本人が負担することとなります。家電リサイクル品を廃棄される際は、以下の手順に従ってください。

①廃棄する家電リサイクル品を購入した家電小売店がわかる場合

家電小売店には、自らが過去に販売した家電リサイクル品の引取り義務があります。処理料金※¹を支払って購入した家電小売店に引取ってもらってください。

②同種の家電リサイクル品を購入（買い替え）する場合

同じ種類の家電リサイクル品を購入する場合は、購入家電小売店に処理料金※¹を支払って引取ってもらってください。

③家電小売店に引取り義務のない家電リサイクル品を廃棄する場合

購入した家電小売店がわからない、引越しにより購入した家電小売店が遠くなった等の理由により、家電小売店に引取ってもらうのが困難な場合は、上島町が引取って、製造業者（メーカー）に引き渡します。その際は、処理料金※²の負担が必要となります。

郵便局でリサイクル料金を支払い、手続きを済ませてから役場までお越しください。

◎家電小売店に引取ってもらう場合（※1）又は上島町が引取る場合（※2）の処理料金

《消費者の費用負担額》＝《収集・運搬料金》＋《再商品化等料金（リサイクル）》

※1；各家電小売店で決定

※1；別表1 参照

※2；別表2 参照

※2；別表1 参照（郵便局で支払う）

別表1）再商品化（リサイクル）料金

	料金（税込）
テレビ	1,785円～
エアコン	2,625円～
冷蔵庫（冷凍庫）	4,830円～
洗濯機	2,520円～

別表2）特定家庭用機器再商品（家電リサイクル品）収集運搬処理手数料

区 分	金 額
テレビ、エアコン、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機	直接搬入（町指定場所まで自己搬入する場合） 2,800円
	収集による搬入（町が収集する場合） 3,300円

【町指定場所】弓削地区：上島クリーンセンター、生名地区：リサイクルセンターいきな、岩城地区：岩城クリーンセンター、魚島地区：魚島クリーンセンター、高井神地区：高井神クリーンセンター
※引越しなどに伴う、粗大ごみ・一時多量ごみ等の直接搬入ごみは、月曜日から金曜日の午後1時30から午後4時50分の間に各地区のクリーンセンターに搬入してください。

ごみの不法投棄 しない・させない・許さない

ごみ（廃棄物）をみだりに捨てることは“犯罪”です。罪は非常に重く、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられます。

山林やがけ下、海岸、畑、道路等に家庭ごみや家電品等の粗大ごみ、事業活動で生じたごみ等を捨てる行為を“不法投棄”といいます。こうした行為が自然界に与える影響は非常に大きく、景観を損なうのはもちろんのこと、投棄されたごみの種類によっては、土壌や地下水が汚染されることも十分に考えられます。

不法投棄をなくすためには、私たち一人ひとりがルールを守り、ごみを捨てることに対してモラルを持つことが大切です。美しい景観や豊かな自然環境を次世代の子ども達に引き継ぐためにも、私たちの町をみんなで監視し、地域ぐるみで不法投棄の防止に努めましょう。

上島クリーンセンターからのお願い

燃えるゴミの中に不燃物はいれないで!!

最近、燃えるゴミの中に金属類が混入されています。金属類の混入は危険だけでなく、機器の破損等につながり施設の寿命を短くしてしまいます。

燃えるゴミの中には、金属類等の不燃物は絶対に入れないでください。



灰の中から出てきた金属類。これらが機器の中で詰まると、焼却ができなくなります。

町の農用地利用集積計画で、安心して農地の貸し借りを！

農用地利用集積計画は、法律に基づき町が公告して賃貸借や使用貸借等の利用権が設定されるため、安心して農地の貸し借り等が行えます。昔ながらの農地法の手続きとは異なります。

☆地主さんのメリット☆

1. 農地法の申請が不要 … 農業経営基盤強化促進法に基づいた農地の貸し借りを農業委員会で適否を審査します。
2. 手続きが簡単 …………… 貸し手・借り手の申し出により町で書類（計画）を作成し、当事者双方の同意（認印）を貰います。
3. 契約条件の担保 ………… 町が仲介（貸借計画を公告）しますので、契約条件の履行が担保されます。
4. 賃借権の自動終了 ……… 貸した農地は設定した期限が来れば確実に返して貰えます。
5. 離作料も不要 …………… 農地を返してもらう際に離作料等の補償を支払う必要はありません。
6. 計画更新も可能 ………… 繰り返して貸し借りをする事もできます。



以上の事から歳をとったし、後継ぎもない。畑が広すぎて全部は耕作できない。畑を相続したが都会にいたので管理できない。会社勤めが忙しくて畑の管理が十分できない。という地主さんは、上島町農業委員会（TEL 75-2500）に是非ともご相談下さい。また、畑を借りて規模拡大したい方、農地を集積したいという方もご相談下さい。

耕作放棄地になってしまうと、病虫害や鳥獣被害の発生・拡大など周辺農地へ悪影響を及ぼすばかりでなく、廃棄物の不法投棄、景観の悪化等、地域住民の生活環境面でも大きな問題となります

平成22年度国家公務員採用試験

【大学卒業等程度】

試験の種類	申込受付期間	第1次試験日
国家公務員Ⅰ種	4月1日～4月8日（インターネット；4月1日～3日）	5月2日
国家公務員Ⅱ種	4月12日～4月21日（インターネット；4月10日～14日）	6月20日
国税専門官	4月1日～4月14日	6月13日
労働基準監督官		
法務教官		
航空管制官	7月20日～8月3日（インターネット；7月20日～27日）	9月26日

【高等学校卒業等程度】

試験の種類	申込受付期間	第1次試験日
海上保安学校学生（特別）	4月1日～4月8日	5月16日
国家公務員Ⅲ種	6月22日～6月29日	9月5日
刑務官	7月20日～8月3日	9月19日
入国警備官	7月20日～8月3日（インターネット；7月20日～27日）	9月26日
皇宮護衛官		
航空保安大学校学生		
海上保安学校学生	8月26日～9月7日（インターネット；8月26日～9月1日）	10月30、31日
海上保安大学校学生		
気象大学校学生	8月26日～9月7日	

■問合せ先 〒760-0068 高松市松島町1-17-33 人事院四国事務局
 《TEL》087-831-4765 《FAX》087-831-5315
 《URL》<http://www.jinji.go.jp/shikoku/>